

町税条例（昭和41年清水町条例第27号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。	(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。
(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)	(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)
附 則	附 則
(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又	(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又

改 正 後	改 正 前
<p>は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~15 (略)</p> <p>16 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあっては、零)とする。</p>	<p>は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2~15 (略)</p> <p>16 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画_____に定める業種に属する事業の用に供する同条_____に規定する家屋及び構築物にあっては、零)とする。</p>

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の2第16項の改正規定及び附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日  
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第16項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては旧生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の公布の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第16項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

## 町税条例の一部を改正する条例の改正概要

### 【改正理由】

令和3年度地方税制の改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による地方税法の改正に伴い、個人住民税における扶養親族の範囲の見直し、個人住民税における特定一般用医薬品等購入にかかる医療費控除の特例の延長、固定資産税の特例措置に係る引用先法令の改正に伴い町税条例の改正が必要となる条項について改正を行います。

### 【改正対象の町税条例】

No.	改正する町税条例	改正の概要
1	第24条第2項 【個人の住民税の非課税の範囲】 令和6年1月1日施行	地方税法改正にあわせて改正 ※個人住民税の均等割・所得割の非課税限度額の基準判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにあわせて改正する見直し
2	第36条の3の3第1項 【個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書】 令和6年1月1日施行	地方税法改正にあわせて改正 ※公的年金受給者の内、扶養親族を有する者が提出する扶養控除申告書における扶養親族の範囲を扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにあわせて改正する見直し
3	附則第5条第1項 【個人の住民税の非課税の範囲】 令和6年1月1日施行	地方税法改正にあわせて改正 ※個人住民税の均等割・所得割の非課税限度額の基準判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにあわせて改正する見直し
4	附則第6条 【特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】 令和4年1月1日施行	地方税法改正にあわせて改正 ※平成30年から令和4年度まで実施される特定一般用医薬品等購入にかかる医療費控除の特例（セルフメディケーション（自主服薬）税制）が医療費の適正化に資することとして重要とされたため期間を令和9年度まで延長する見直し
5	附則第10条の2 【固定資産税の特例措置】 公布の日より施行  ※産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月16日）以降の改正となるため公布の日より施行	地方税法改正にあわせて改正 ※固定資産税の特例措置に係る引用先法令（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和3年法律第70号）の施行により中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）が改正されたため引用先法令等規定の見直し